

役員等報酬規程

社会福祉法人 祝融会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 祝融会（以下、法人という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬については次の各号に定める額とする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 評議員 | 日額 3,000円 |
| (2) 理事 | 日額 5,000円 |
| (3) 監事 | 日額 5,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 日額 3,000円 |
- (外部委員のみ)

(当法人職員給与等との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
2 報酬等は、法令に基づく源泉所得税を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。